

日行連発第824号
平成15年10月29日

内閣官房知的財産戦略推進事務局 御中

日本行政書士会連合会
会長 宮内 一



コンテンツビジネス振興に係る課題について

標記の件について、今回に募集意見にあたり、次のような意見を申し述べますので参考とされるようお願ひいたします。

1. コンテンツ関連人材の不足

① 創作者・プロデューサー等の育成

国立大学等の機関で国の支援の下に専門教育を受けられる機会を創設すべきである。人材育成も国策として捕らえる必要がある。また、私立大学等で行う場合の支援のあり方も検討すべきである。すなわち、経済的な援助（助成金）及び人的な援助（講師派遣等）を考慮すべきである。

② エンターテイメントロイヤー等の育成

わが国においては、知的財産権にかかわってきた法律専門職及び法律隣接職の活用を図るべきである。弁護士は、法律全般、行政書士は、著作権・種苗法・半導体集積回路の回路配置権・関税定率法・不正競争防止法、弁理士は、産業財産権（工業所有権）にそれぞれかかわってきており、それぞれ専門家・実務家が存在する。それぞれの専門家同士が協力することにより、真に諸外国と対抗しうるいわゆるエンターテイメントロイヤーが創設される。各専門職が各々の専門分野におけるノウハウを交換・伝達・教育できる場を創設する必要がある。また、その中で様々問題に対応できるよう協議会及び連絡会等を制度として作るべきである。

2. 実演家の活動環境の整備

文化芸術施策としての子役の育成の観点から、子役の就業可能時間を午後9時まで延長することに關し概ね賛成であるが、実質的には、就業可能時間を限定するのではなく、総就業時間で子役の就業可能時間を判断すべきではないかと考える。

3. 資金調達の多様化

コンテンツの創作及びコンテンツそのものを担保とした資金調達の多様化を図る必要がある。

- ① 映画制作会社等が完成保証制度により金融機関より資金調達ができる制度を創設すること及び「知的財産信託制度」の仕組みによる資金調達の仕組みは是非実現しなければならないものと思われる。
- ② 資金調達の多様化を図る上での問題は、コンテンツの経済的価値の評価が大切であると思われる。評価手法の開発等検討しなければならないと同時に鑑定士のような制度が上記のエンターテイメントロイヤーと一緒に検討すべきである。この鑑定士は、現在の制度上で十分可能であり新たな資格の創出は必要ない。すなわち、弁護士、行政書士、弁理士がこれにあたることとなる。

4. 海外でのビジネスの展開

海外での日本製コンテンツの進出については、一企業の経営努力ではなく国として対応していくことが望ましい。海外に進出するためのコンテンツの発表・展示の場を作ることが必要であると思われる。このためには、国として助成金等の経済的裏づけが必要となる。

特に、今後は韓国における日本製コンテンツが広がりを見せることは明らかであり（韓国での2004年1月より日本文化の前面開放）韓国における日本製コンテンツの進出を念頭に置いた育成・保護が必要である。

以上